

## 【資料5-1】

# 【教材・教具等の借り方】

- ① T-portにおいて、借用可能な教材・教具等を確認  
(ライブラリ>16 教育センター(共通)>14 貸出物品)
- ② 電話で予約 439-3120
- ③ 「教具等借用申請書」を提出  
(T-port>ライブラリ>16 教育センター(共通)>00 研修事業>03 各種届出資料)

※ 浜松市教育センターホームページからもダウンロードできます。

## ＜貸出 教材・教具＞

理科教材・教具

情報機器

総合的な学習の時間教材・教具

人権教育教材

※ 貸出物品の詳細は、T-port>ライブラリ>16 教育センター(共通)>14 貸出物品 を参照してください。

## ＜貸出期間＞

- ◇ 原則として、14日間以内でお願いします。

## ＜注意事項＞

- ◇ 貸出状況については、電話(439-3120)でお問い合わせください。
- ◇ 予約やキャンセルは早めをお願いします。
- ◇ 貸し出した教材・教具は、大切に扱ってください。
- ◇ 教材・教具を返却する際は、現状復帰をお願いします。
- ◇ 損失・損傷した場合は、原則、団体負担をお願いします。
- ◇ 損失貸出・返却の時間は、午後4時30分までです。点検の時間を確保するため、遅れないようお願いします。